

# 魚沼民商だより

2021年  
8月 30日

第2264号

発行 魚沼民主商工会  
新潟県魚沼市板木  
電話 025(792)3064  
e-mail:uminsyo@rose.ocn.ne.jp

## いよいよ秋期運動が 始まりますよ！

9月1日からいよいよ秋の運動

がスタートします。このコロナ禍での運動は2年目を迎えます。

今回、各々の支部で話題となつてているのは、7、8月と役員中心に婦人部員訪問が執り行われたことです。

この行動が各支部の刺激となり、小千谷支部では8月29日、9月5日と2回に渡って全会員訪問を取り組み、その後に役員会を開きます。六日町支部では塩沢支部では8月29、30日と2日間連続で全会員訪問を取り組みます。湯沢支部では9月8日に会員訪問を取り組みます。と4支部で計画されています。

今年の秋期運動は、11月に開催する全商連創立70周年記念式典に向けて、「民商活動は世直し、仲間を増やすことは人助け」と民商を大きくすることが営業と暮らしと位置づけています。これから「マスクホルダー」を

手持ちに、集まりのお誘いやお互いの近況を出し合いながら心を寄せる活動がはじまります。

さて私たちの民商は第54回総会方針に基づき、いまツイター（SNS）の配信準備をすすめているところです。

## 湯沢支部・お盆明けにコロナ支援制度相談会を開きました！



8月18日、朝の部では佐藤守正さん宅にて、昼の部では富沢支部長宅にてコロナ支援制度申請相談会を開きました。

相談内容は、「月次支援金」の申請相談がほとんどでしたが、そのなかで「新潟県宿泊事業者感染防止対策支援事業補助金」の申請の相談もありました。参加者はほぼ毎回参加している方が多いせいか、お互い顔なじみとなり和気あいあいと教えながら作業を開始しています。

そんな中、中嶋さん（居酒屋）から、「先般、県の飲食店認証制度を申請し、2人の調査員がきました。そこで言われたのは、『手洗い水栓は自動水栓にしていただかないと認証は認められません。』9月30日迄の期間がありますので工事してください。工事完了しましたらまたご連絡ください。それまでは同申請は保留となります」と言われた」と、深刻な顔でそう話していました。

さて認証申請書の45項目の中には、いっさい「手洗い設備は自動水栓にしなければならない」の項目はありませんでした。又この場でにいがた安心なお店応援プロジェクト事務局に問い合わせても、「必ず自動水栓にしなければならないとはなっておりません。手洗い洗剤やペーパータオルの設置等

がされていれば問題はありません」との回答でした。

中嶋さんはそのことを聞いて一番よかつたよ」と大変喜んでいました。

## 広神支部・若手増員して心機一転！

8月5日、長年広神支部の支部長を勤めていました遠藤さん（左官）が体調等の理由で、急きよ支部長交代することになり、星野さん（養蜂業）が引き継ぐことになりました。遠藤さんの勇退で支部役員体制が2名となりました。

早速、星野さんは、「いろんな事情で支部長を受けることになつたが、俺もそろ長くは続けられない。この機に若手（若い手）を増やして、組織の活性化を図らなければならぬ」となり、若い手候補者の話し合いとなりました。星野さん（建設業）、40代の山本さん（建築業）の2名が若い手になつて頂くことを快く承諾してくれました。これで支部役員体制が4名となりました。

広神支部、ますます楽しみなっていますね。



## ●国の「月次支援金」

- ①、おもに申請対象者は宿泊業・飲食業となっています。
- ②、支給対象者は2020年もしくは2019年の同月比売上50%以上減少していることです。
- ③、対象月6月分の申請期限が8月31日までとなっています。
- ④、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の期限が9月12日まで延長されたことから対象月9月分の申請が追加されました。申請期限は11月30日までとなります。
- ⑤、今、対象月7月分の申請を受け付けています。

9月7日からとなります。  
※営業時間短縮の実施状況が確認できるのは、チラシ等を掲示した様子を収めた写真が必要です。

## ●県の「宿泊事業者感染防止対策支援事業補助金」

- ①、申請受付期限は12月28日までとなっています。
- ②、補助金額は客室9室の上限75万円、客室10～29室の上限150万円（補助率3／4「消耗品は1／2」）となっています。
- ③、補助対象の発注および支出完了期間は、2020年5月14日～2022年1月31日までの間となっています。
- ④、補助金の支給は来春頃になります。

（40万円となっています。個人事業主は5万～10万円）です。

## ●魚沼市、南魚沼市、小千谷市、湯沢町、長岡市（旧川口町）の「国民健康保険料（税）、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免申請」

- ①、減免対象は今年の売上（見込み）が前年比売上3割以上減少していれば申請可能です。

## ●県の「コロナ感染症防止対策認証制度」

- ①、申請受付期限は9月30日までとなっています。

## ●県の「コロナ感染症対策認証店舗設備導入支援事業」

- ①、申請受付期限は9月30日までとなっています。
- ②、申請対象者は認証済みの店舗および認証申請済みの店舗となります。
- ③、補助金額は上限50万円（補助率3／4）です。

## ●小千谷市の「飲食店等事業継続支援金」

- ①、申請対象は宿泊業・飲食業・旅客運送業・娯楽業となっています。
- ②、支給額は10万円です。（※認証済店舗は5万円加算されます）
- ③、申請期限は10月31日までです。

## 事務所の来所の際には、事前にご連絡ください

いま、連日のように午前・午後問わず、事務所に様々な相談事が殺到しています。こうしたことからなかなか応対等でご迷惑をおかけすることに大変申しわけ御座いません。ご相談等で来所する際は、必ず事前にご連絡くださいますよう宜しくお願い致します。

## 会費は十五集金を 宣しくお願ひ致します

- ①、8月24日～9月6日までの間、県から特別警報の地域に指定された小千谷市内、長岡市内（旧川口町）の飲食店等は午後8時までの時間短縮営業に協力した店舗には協力金が支給されます。（※認証済み店舗は午後9時まで営業ができます）
- ②、全14日間の営業時間を短縮した店舗が対象で35万円（※前年または前々年の売上の1日当たりの売上が約8万円以下の場合）が支給されます。
- ③、申請受付・申請要綱の発表は